

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

6 June
月号

第8号

INDEX

- ◆急増！悪質な電話勧誘販売
- ◆「振り込め詐欺」も増加
- ◆借入のルールが変わりました！
- ◆地デジ関連悪質商法にご注意！
- ◆困ったときの相談窓口

急増！カニなどの悪質な電話勧誘販売

「カニは好きですか」「市場の売れ残りを特価で販売する」などと電話があり、強引に契約をさせられてしまった。断ったのに商品が届いた、届いた商品が代金に見合わない粗末な内容だった、などといった相談が急増しています。一度代金を支払ってしまうと、販売業者が返金に応じないトラブルも多発しています。最近では、カニのほかにエビやホタテ貝、ホッケなどに関する相談も見られます。特に、高齢者からの相談が目立つのでご注意ください！

トラブル事例

過去に1回だけカニを購入した業者から「今、水産祭りをしており、通常3万円のカニを今なら1万円にする」と電話があり、「値引きするなら」と了承した。宅配業者が来て、代金引換で品物を受領した。宅配業者が帰ってから開けてみたところ、1万円どころか3千円もしないものと思われるひどいものだった。すぐ、販売業者に電話をしたが、「生ものなので解約できない」と言われた。どうしたらよいか。

(80歳代 男性)

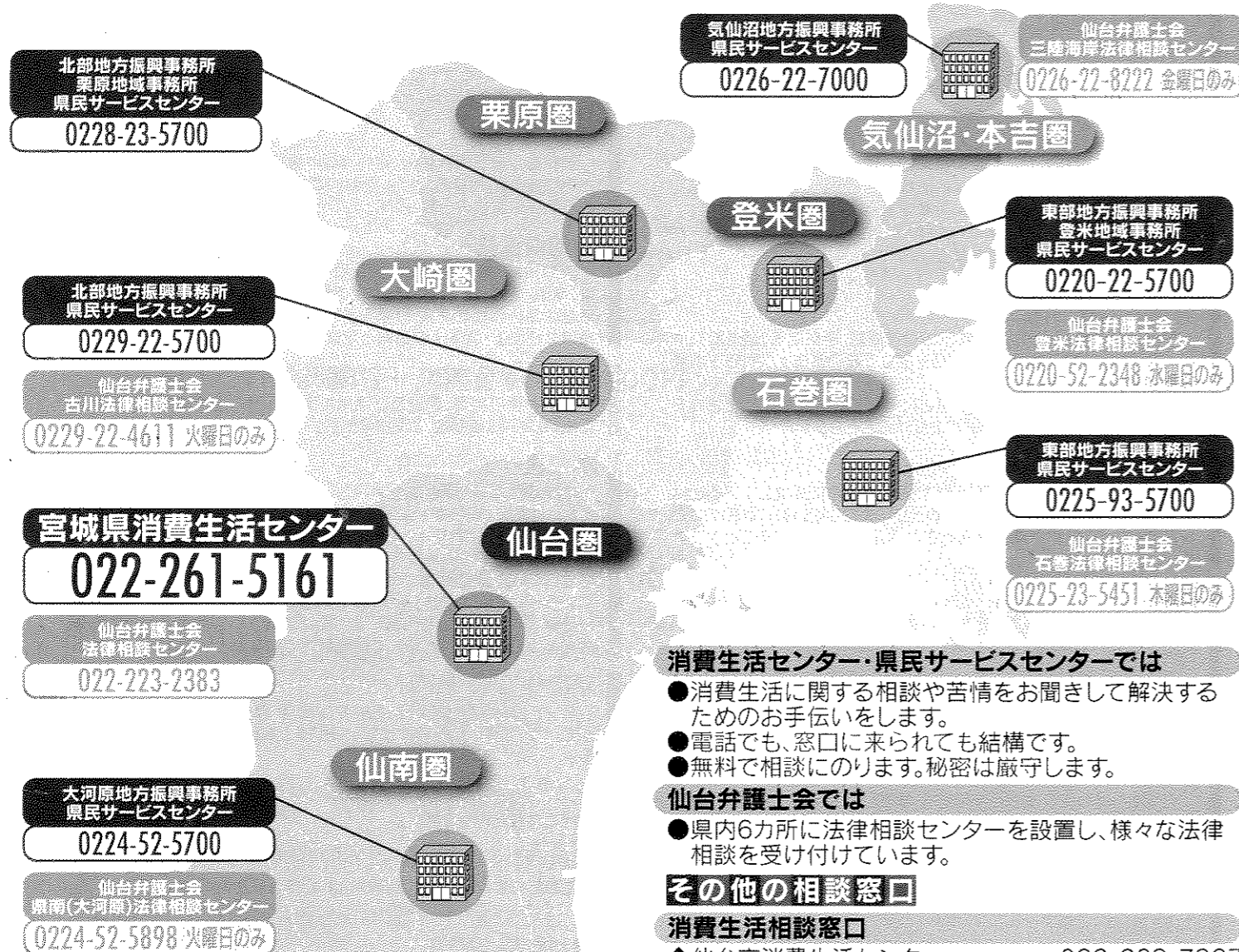
アドバイス

- (1)購入する気がなければ、きっぱりと断りましょう。
- (2)注文する場合は、販売業者に注文内容(商品名、数量、値段、連絡先等)を確認しましょう。
- (3)一度代金を支払ってしまうと、販売業者が返金に応じないトラブルが多発していますので、ご注意ください。
- (4)電話勧誘で購入した場合、クーリング・オフで契約をやめることができます。
クーリング・オフする場合は、代金を支払わず、商品の受け取りを拒否しましょう。
- (5)業者名・住所・連絡先を示さず一方的に送りつける手口もありますが、一方的に送りつけた場合、受け取る必要はありません。
- (6)トラブルにあったら、すぐに消費生活相談窓口(裏表紙に記載)に相談しましょう！

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 にしよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

「振り込め詐欺」の被害が増加しています！

- 県内の「振り込め詐欺」の被害が増加しています。
- 宮城県警によると、被害にあった人のほとんどが「被害にあわない自信がある」と思っていたことがわかりました。
- 振り込め詐欺の手口は大きく分けると「オレオレ」「架空請求」「融資保証」「還付金」の4つで、このうち「オレオレ」「架空請求」の被害が増加しています。

こんな電話が来たらご用心！ (オレオレ詐欺の場合)

家族などを名乗る手口

「風邪で声がおかしいんだ。」
「ケータイ番号が変わった。」
「会社に損害を与えて…。」
「借金を肩代わりしてしまっ…。」

警察などを名乗る手口

「〇〇署の者です。」「〇〇銀行ですが。」
「口座からお金が引き出されています。」
「カードを変えたほうがいい。」
「暗証番号を教えてください。」「カードを預かります。」

電話が来たら・・・！？

- まず、落ち着く！
- 「私だけは大丈夫」という思い込みを捨てる！
- 相手の言葉をうのみにしない！
- ひとりですぐに振り込まない！
- 振り込む前に、家族や警察（警察相談電話 #9110）、消費生活相談窓口（連絡先は裏表紙に記載）に相談！

借入れのルールが変わりました！ 改正「貸金業法」完全施行

- 「貸金業法」とは、消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている法律のことです。利用者が安心して利用できるよう、今月18日より完全施行され、借入れのルールが大きく変わりました。主な改正点は次のとおりです。

① 総量規制の導入【借り過ぎ・貸し過ぎの防止】

- ・ 年収の3分の1を超える額の新規の借入れができなくなります。
- ・ 借入れの際に収入を証明する書類が基本的に必要になります。

② 専業主婦(夫)の方は配偶者の同意が必要に

- ・ 専業主婦(夫)の方が借入れを行う場合、配偶者の同意書や戸籍抄本などの証明書類の提出が必要になります。

③ 上限金利の引き下げ

- ・ 法律上の上限金利が29.2%から、借入金額に応じて15%~20%に引き下げられます。

ヤミ金からは絶対に借りないで！

借入残高が年収の3分の1を超え、新たな借入れができなくなっても、ヤミ金融からは絶対に借りないでください。ヤミ金融は、借入が困難になった人を言葉巧みに誘って、後で違法な高金利を要求したり、執拗な取り立てをして、あなたの大切な財産を奪っていきます。本当に借入れが必要なのか、お金の使い方を見直し、可能なところは節約しましょう。

多重債務相談は、消費生活相談窓口（裏面）へ！

地デジ完全移行に便乗した悪質商法にご注意！

● 悪質な「地デジ訪問販売」にご注意！

- 2011年7月の「地上デジタル放送完全移行」に便乗して、不要な工事を勧めたり、公的機関の職員などをかたって金銭をだまし取ろうとする被害が報告されています。
- 地デジに関するお問い合わせは、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）のコールセンターへ！

⇒「デジサポ」コールセンター
TEL:0570-07-0101

こんな手口にご注意！！

手口その①「アンテナ工事」をかたる

アンテナ工事業者を装い家庭を訪問し、不要な工事をあたかも必要な工事と思わせて勧誘し、前金を受け取るだけで工事を実施しない。

頼んでもいないアンテナ工事業者と名乗る人が訪ねて来たときには、十分注意してください。

手口その②「振り込め詐欺」

公的機関を装い、郵便等でピラやハガキなどを送り、「地デジ対応の申込み代金」「アンテナ工事の日程調整と工事代金が必要」等と言って、指定口座にお金を振り込ませようとする。

公的機関から、地デジの申込み代金などを請求することはありません。

手口その③「電話勧誘」

電話で、公的機関やNHKの担当者をかたり、工事の勧誘や工事代金の振り込み要求等を行う。

公的機関やNHKから、工事の勧誘や工事代金の請求をすることはありません。

アドバイス

- ① 不審な訪問者が来たら、運転免許証など身分を確認できるもので、訪問者の名前・住所などを聞き、メモをして警察に相談しましょう。
- ② 頼んでいない用件や知らない用件・一方的な用件は、はっきり断りましょう。
- ③ どんな要求をされても、自分の判断だけで契約をしたり、お金の支払いをしったりしないようにしましょう。
- ④ 絶対に部屋に上げないようにしましょう。
- ⑤ 「不審」と思ったら、すぐに110番しましょう！

契約に関するトラブルは、消費生活相談窓口（裏面）へ！